

聖マリアヘルパーステーション

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会医療法人 雪の聖母会
主たる事務所の所在地	〒830-8543 福岡県久留米市津福本町4 2 2 番地
代表者（職名・氏名）	理事長 井手 義雄
電話番号	0 9 4 2 - 3 5 - 3 3 2 2

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	聖マリアヘルパーステーション	
サービスの種類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
事業所の所在地	〒830-8543 福岡県久留米市津福本町4 2 2 番地	
電話番号・FAX番号	0 9 4 2 - 4 6 - 1 6 0 0	0 9 4 2 - 4 6 - 1 6 0 1
指定年月日・事業所番号	令和元年 5月 1日指定	4091600819
管理者の氏名	千住 祐介	
通常の事業の実施地域	久留米市（田主丸・北野・三潆・城島は除く）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、サービスの内容により以下の区分に分けられます。

定期巡回	ご自宅を定期的に巡回訪問して、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行います。
随時対応	ケアコール端末やペンダントボタンによる通報で会話をし、安否をお尋ねするとともに、利用者の状況により訪問などの要否を判断します。
随時訪問	ケアコール端末やペンダントの非常押しボタンによる通報で、体調不良、排泄介助などにすぐに駆けつけて対応します。

※18：00～翌08：00における随時対応などサービスの一部について、同法人が運営する介護老人保健施設「聖母の家」と連携して実施することがあります。

5. 営業日時

営業日	365日
営業時間	24時間

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤 1人
介護福祉士	常勤 4人、非常勤 1人
介護職員基礎研修課程 修了者	—
実務者研修（ヘルパー1級）課程 修了者	—
初任者研修（ヘルパー2級）課程 修了者	—

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	江崎 利恵・大塚 大助・大塚 敬子
--------------	-------------------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割～3割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用料

【基本部分】

	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担金		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	54,460円	5,446円	10,892円	16,338円
要介護2	97,200円	9,720円	19,440円	29,160円
要介護3	161,400円	16,140円	32,280円	48,420円
要介護4	204,170円	20,417円	40,834円	61,251円
要介護5	246,920円	24,692円	49,384円	74,076円

(注1) 訪問看護事業所を利用された方は、上記の利用者負担金に下記金額が加わります。料金は訪問看護事業所より請求されます。

	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担金		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1から4	29,610円	2,961円	5,922円	8,883円
要介護5	37,610円	3,761円	7,522円	11,283円

(注2) 通所介護、通所リハビリテーション又は認知症対応型通所介護を利用された方は、通所介護等を利用した日数につき、1日当たり下記金額が減額されます。

	基本利用料 (1日あたり)	利用者負担金		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	-620円	-62円	-124円	-186円
要介護2	-1,110円	-111円	-222円	-333円
要介護3	-1,840円	-184円	-368円	-552円
要介護4	-2,330円	-233円	-466円	-699円
要介護5	-2,810円	-281円	-562円	-843円

(注3) 短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護又は地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用された方は、その利用日数を除いた日割り計算を行います。(利用日数に退所日は含まれません)

	基本利用料 (1日あたり)	利用者負担金		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	1,790円	179円	358円	537円
要介護2	3,200円	320円	640円	960円
要介護3	5,310円	531円	1,062円	1,593円
要介護4	6,720円	672円	1,344円	2,016円
要介護5	8,120円	812円	1,624円	2,436円

(注4) 月の途中で入院、または月の途中で退院し再開された場合は、1月の利用日数が9日以下の場合は日割り計算、10日以上の場合は1月あたりの利用者負担金がかかります。
 なお、1月を通じて入院されている場合は、費用はかかりません。
 外泊時についても、上記と同様の取り扱いとします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		加算料	1割負担	2割負担	3割負担
初期加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1日につき、30日間まで)	300円	30円	60円	90円
総合マネジメント 体制加算 (Ⅰ)	当加算の体制要件及び その他の要件を満たす 場合(1月あたり)	12,000円	1,200円	2,400円	3,600円
総合マネジメント 体制加算 (Ⅱ)	当加算の体制要件及び その他の要件を満たす 場合(1月あたり)	8,000円	800円	1,600円	2,400円
サービス提供 体制加算Ⅰ	当加算の体制要件、人材 要件及びその他の要件を 満たす場合(1月あたり)	7,500円	750円	1,500円	2,250円
サービス提供 体制加算Ⅱ	当加算の体制要件及び その他の要件を満たす 場合(1月あたり)	6,400円	640円	1,280円	1,920円
サービス提供 体制加算Ⅲ	当加算の体制要件及び その他の要件を満たす 場合(1月あたり)	3,500円	350円	700円	1,050円
生活機能向上 連携加算Ⅰ	当加算の体制要件及び その他の要件を満たす 場合(1月あたり)	1,000円	100円	200円	300円
生活機能向上 連携加算Ⅱ	当加算の体制要件及び その他の要件を満たす 場合(1月あたり)	2,000円	200円	400円	600円
認知症専門ケア 加算(Ⅰ)	厚生労働省大臣が定める 基準と適合している 場合(1月あたり)	900円	90円	180円	270円

認知症専門ケア 加算（Ⅱ）	厚生労働省大臣が定める 基準と適合している 場合（1月あたり）	1,200円	120円	240円	360円
------------------	---------------------------------------	--------	------	------	------

（注1）訪問看護事業所を利用された方で、以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		加算料	1割負担	2割負担	3割負担
緊急時 訪問看護加算 Ⅰ	当加算の体制要件及び その他の要件を満たす 場合（1月あたり） *訪問看護ステーションの場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	当加算の体制要件及び その他の要件を満たす 場合（1月あたり） *病院又は診療所の場合	3,250円	325円	650円	975円
緊急時 訪問看護加算 Ⅱ	当加算の体制要件及び その他の要件を満たす 場合（1月あたり） *訪問看護ステーションの場合	5,740円	574円	1,148円	1,722円
	当加算の体制要件及び その他の要件を満たす 場合（1月あたり） *病院又は診療所の場合	3,150円	315円	630円	945円

（注2）総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、緊急時訪問看護加算は、区分支給限度基準額の算定に含まれません。

【処遇改善加算】

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の24.5%	所定単位数： 8－（1）に各種加算を 加えた総単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の22.4%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の18.2%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の14.5%	

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

区分	単位数	算定要件
高齢者虐待防止措置 未実施減算	所定単位数の1.0%減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100

		分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
業務継続計画未策定減算	所定単位数の1.0%減算	業務継続計画が未策定の場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(2) 支払い方法

集金、郵便局引き落とし、銀行引き落とし

(銀行引き落としの場合は毎月手数料として50円が掛かります。)

(3) その他

- (1) ケアコール端末機の設置に関し初回は無料になりますが、2回目以降は設置料実費相当を頂きます。また、契約解約の際は端末機を引き上げます。
- (2) 利用者本人の責に帰すべき事由による機器の故障について、修理代等が発生することがあります(認知症等の疾患を有する方も含みます。特に水こぼしにご注意下さい)。
- (3) ケアコール端末やペンダントの非常押しボタンによる通報の通信料は、利用者の実費負担となります。
- (4) 鍵の保管を行うためのキーボックスは、無料で貸し出します。
- (5) 訪問の際、サービス提供に使用する電気、ガス、水道等の費用は利用者負担となります。

②交通費(税込)

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方で事業者から請求があったときは、交通費の実費(税込)をお支払いいただきます。

片道	5 km未満	220 円
	5 ~ 10 km未満	330 円
	10 ~ 15 km未満	440 円
	15 ~ 20 km未満	550 円
事業所実施区域外	20 km以上	660 円 ~

9. 合鍵の管理及び紛失等の対処方法

合鍵の管理については、預り書を交わし、厳重にかつ細心の注意で取り扱います。また、利用者・家族等の希望によりキーボックスを設置します。事業所従事者の過失により、万が一合鍵の紛失等が発生した場合は、利用者又は家族に連絡するとともに、当事業所負担により鍵の交換設置をいたします。

10. サービスの利用開始と終了

- (1) サービスの利用開始日は、初回の訪問日ではなく、随時対応サービスの提供が可能となる日です。
- (2) サービスの終了日は、サービスの提供を中止した日、または死亡した日となります。

11. サービスを利用できない場合の連絡

- (1) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早め

に担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

(2) 利用者の都合でサービスをキャンセルする場合は、出来る限りサービス利用の前々日までにご連絡ください。

前々日までにご連絡がない場合には、訪問1回につき1,000円のキャンセル料をいただくことがあります。

12. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

13. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

14. 福祉サービス第三者評価の実施状況

当事業所では、サービスの質の向上を図ることを目的に公正・中立な第三者評価を実施し、専門的、客観的立場から当事業所が提供するサービスについて評価を行う仕組みを取り入れています。当事業所の実施状況は以下のとおりです。

実施の有無	有・無
実施日(直近実施日)	令和6年3月14日
実施評価機関	金丸校区まちづくり振興会・鳥飼校区まちづくり振興会 久留米市健康福祉部介護保険課・久留米中央包括支援センター 聖マリア訪問看護ステーション・聖マリアケアプランサービス
評価結果(開示状況)	可・不可 (福岡県介護サービス情報公開システム内にて閲覧可) [福岡県庁ホームページ https://www.pref.fukuoka.lg.jp]

15. 業務継続計画の策定

(1) 感染症や非常災害時の発生時の対応について

当事業所は感染症や非常災害時の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために、非常時の体制での業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するように努めます。

さらに、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等使用）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

(2) 虐待防止の措置を講じるための責任者を設置し、事業所における虐待防止のための指針を整備します。

虐待防止に関する責任者	管理者 千住 祐介
-------------	-----------

(3) 成年後見制度の利用を支援します。

(4) 苦情解決体制を整備します。

(5) 従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施します。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

17. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0942-46-1600 面接場所 当事業所の相談室 時間 午前8時30分～午後5時15分
苦情解決責任者	千住 祐介

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

久留米市役所 介護保険課	所在地 福岡県久留米市城南町15-3 電話番号 0942-30-9247 FAX 0942-36-6845 対応時間 平日 午前8時30分～午後5時15分
福岡県国民健康保険 団体連合会(国保連) 介護保険サービス相談係	所在地 福岡県福岡市博多区吉塚本町13-47 電話番号 092-642-7859 FAX 092-642-7857 対応時間 平日 午前8時30分～午後7時

18. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 利用者及び利用者の家族等の禁止行為

①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

例：コップを投げつける・蹴る・唾を吐く

②職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

例：大声を発する・怒鳴る・特定の職員に嫌がらせをする・「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する

③職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

例：必要もなく手や腕を触る・抱きしめる・あからさまに性的な話をする

(2) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

① 医療行為及び医療補助行為

② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借 など

③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

(3) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

19. サービス契約の解約

事業所は、次の場合にはサービス契約を解約することができます。

利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。

20. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---